# 法務

# 1. 著作権法

著作物ならびに著作者の権利およびこれに隣接する権利を著作権といい,これらを保護する法律が著作権法である.

コンピュータ関連ではプログラム, データベース, ホームページが著作権の保護対象となる. 一方でアイデア, ノウハウ, アルゴリズム(解法), プログラム言語, 規約などは保護の対象とならない.1

### ◆著作権の帰属

- 個人(趣味などで)作成したプログラム
  - →著作権は個人に帰属する
- 法人の発意に基づき、従業員が職務上作成したプログラム
  - →原則として、著作権は法人に帰属する. ただし、契約や勤務規則に定めがあれば、それに従う.
- 請負契約によって発注されたプログラム2
  - →原則として、著作権は発注先に帰属する. ただし、請負契約時に別途定めがあればそれに従う.
- 派遣契約によって作成されたプログラム3
  - →著作権は発注元(派遣先)に帰属する.
- 共同で開発したプログラム
  - →原則として共同開発者の双方に帰属する. 共同著作物となる.

#### ◆著作権の侵害

海賊版のプログラムを、そうであることを知りながら使用すると著作権の侵害となる. ただし、プログラムを取得する時点でその不法性を知らなかった場合は、著作権の侵害とはならない. ホームページについては、他社が公開するホームページの内容を、自分のホームページに体裁することは著作権侵害となる. ただし、官報や白書などで公表されたものは、自由に複製してホームページに体裁することができる.

### ◆プログラムの複製・改変

プログラム著作物の複製や改変については、その特性から一般の著作物とは異なる規定がある.

- プログラムの複製
  - →バックアップ目的など必要と認められる限度において, 利用者によるプログラムの複製が認められる.
- プログラムの改変
  - →当該コンピュータで利用できるように改変したり, バグの修正をするなど, 効果的に利用する ために必要な改変は認められる.<sup>4</sup>

<sup>1 「</sup>情報の選択または体系的な構成によって創作性を有するもの」も著作物とみなされる. データベースやリンク集などは著作権法の保護対象である.

<sup>2</sup> A社とB社が著作物の権利に関する特段の取り決めをせず, A社がB社に対してプログラム作成を依頼した場合. その著作権は原始的にB社に帰属する.

<sup>3</sup> B社の社員がA社に派遣され,A社がプログラム開発をした場合には,プログラムの著作権はA社に帰属 する

<sup>4 「</sup>効果的に利用する」ためであれば、購入したプログラムの改変は著作権法に違反しない.

## 2. 特許法

特許法は「発明の保護および利用を図る」ことによって、発明を奨励し、産業の発達に寄与するこ とを目的とした法律である. 平成9年からソフトウェアを記録した記憶媒体も保護対象に加えられ

特許権は特許出願および審査請求を行い、審査を経て登録されたときに権利が発生する.これを先 願主義とよぶ、これが行き過ぎると、特許を取得した後発事業によって、特許を取得していない先行 事業が排除されることにもなりかねない. そのような事態を避けるため, 先行する事業には特許に 関わりなくその技術を使用できる「先使用権」が与えられる.5

なお、特許を取得するためには技術公開しなければならない、技術を非公開にするため、あえて特許 を取得しないこともある.6

# 3. 不正競争防止法

不正競争防止法は、他人のノウハウを盗むなどの不正競争行為を防止する法律である、不正競争行 為の具体例として、トレードシークレット(営業秘密)の不正取得、ドメイン名の不正取得、他社の商 品のデッドコピー(模倣品)しての取引、コピー防止技術の不正解除(プロテクト外し)などが挙げら れる

### ◆営業秘密の3条件7

情報が営業秘密であるためには、次の3条件を満たさなければならない.これを満たさない情報は、 たとえ他社に利用されても損害賠償を請求することはできない.

- 秘密として管理されている
- 事業活動に有用な情報である
- 公然と知られていない

# 4. 不正アクセス禁止法

不正アクセス禁止法は、ネットワークを経由した不正アクセス行為を禁止する法律である.不正ア クセス禁止法は、不正アクセス行為だけでなくそれを助長する行為も禁止している.

不正アクセス行為	<ul><li>ネットワーク経由で他人の認証符号を入力し、コンピュータを不正に利用可能にする行為(なりすまし)</li><li>セキュリティホールを攻撃し、コンピュータを不正に利用可能にする行為</li></ul>	
不正アクセスを助長する行為	• 他人の識別符号を無断で第三者に提供する行為 (教える方法は問わない. たとえば匿名掲示板に書き込む行為 も禁止)	

なお、厳重な防御措置が施されていないコンピュータは、不正アクセス禁止法の対象とは認められ ない可能性がある.極端な例として、誰でもアクセス可能なコンピュータに対する破壊行為は、不正 アクセス禁止法の処罰対象にはならない.8

特許の出願前に同種の技術を用いていた製品には「先使用権」が与えられる.

セキュリティ関係のソフトウェアでアルゴリズムを公開したくない場合,特許を取得しないこともある.

<sup>「</sup>営業秘密」は不正競争防止法で保護される。 不正アクセス禁止法は「不正アクセス行為」「不正アクセスを助長する行為」を禁止する. また他人の IDやパスワードを無断で第三者に教えることは、不正アクセスを助長する行為に該当する.

# 5. サイバーセキュリティ基本法

サイバーセキュリティ基本法は、サイバーセキュリティに関する理念を定めた法律である.サイバーセキュリティの対象となる情報は

電磁的方式により記録され、または発信され、伝送され、もしくは受信される情報と定義されている。サイバーセキュリティとは「それらの情報の安全性・信頼性を確保するために必要な措置が講じられ、適切に維持されていること」と規定されている。

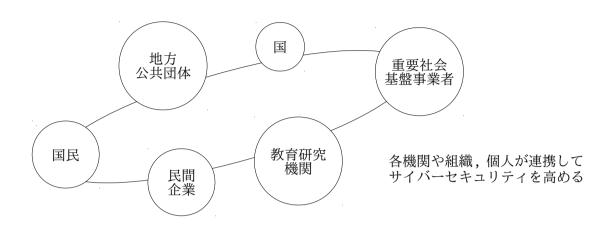


図 サイバーセキュリティ基本法の理念

関係者には次の責務が課せられる.

国:サイバーセキュリティに関する総合的な施策を策定,実施

地方公共団体:国と役割分担し,自主的な施策を策定,実施

重要社会基盤事業者:サイバーセキュリティの重要性を理解し,自主的にサイバーセキュリティの確保に努める

大学,教育機関:人材育成,研究,サイバーセキュリティの施策に協力

国民:サイバーセキュリティへの理解を深め、その確保に必要な注意を払う

## 6. 個人情報保護法

個人情報保護法は、個人情報を取り扱う事業者に対し、個人情報の保護を義務付ける法律である。9

#### 個人情報取り扱い事業者の義務規定

- 1. 利用目的をできる限り特定しなければならない
- 2. 利用目的の達成には必要な範囲を超えてはならない10
- 3. 偽りその他不正手段により取得してはならない
- 4. 取得したときは利用目的を本人に通知または公表しなければならない
- 5. 保有個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない
- 6. 安全管理のために必要な措置を講じなければならない
- 7. 従業者や委託先に対し必要な監督を行わなければならない
- 8. 本人の同意を得ずに第三者に提供してはならない
- 9. 利用目的等を本人の知り得る状態に置かなければならない
- 10. 本人の求めに応じて保有個人データを開示しなければならない
- 11. 本人の求めに応じて訂正等を行わなければならない
- 12. 本人の求めに応じて利用停止等を行わなければならない
- 13. 苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない

<sup>9</sup> ただし、保護されるのは「生存している個人」の情報

<sup>10</sup> たとえば、Webページで入力した個人情報をもとにダイレクトメールを発送するためには、そのための許可欄にチェックしてもらうなどの手続きが必要である.

### ◆特定個人情報の適正な取扱に関するガイドライン

国の個人情報保護委員会が制定し、マイナンバー(個人情報)を扱う事業者が、その内容にマイナンバーを含む情報(特定個人情報)の適正な取扱を確保するための具体的な指針を定めたものである。このガイドライン(別添)特定個人情報に関する安全仮措置の項では、管理作を「組織的」「人的」「物理的」「技術的」の4つに分類し、それぞれに講じる対策を定めている。

このうち組織的管理措置は次のものが含まれる.

- 1. 組織の整備
- 2. 取扱規定等に基づく運用
- 3. 取扱状況を確認する手段の整備
- 4. 情報漏えい等事案に対応する体制の整備
- 5. 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

## 7. 労働者派遣法

労働者派遣法は,労働者派遣事業の適正な運営と派遣労働者の保護を目的とした法律である.平成24年10月の改正により,待遇に関する説明の義務化や正社員との待遇均衡を目指すなど,派遣労働者保護の側面がより強まった.

### ◆派遣契約、雇用、指揮命令の関係

派遣元と派遣先で労働者派遣契約を締結する.派遣労働者は,派遣元に雇用され,派遣先の指揮命令を受けて作業を行う.この関係を,請負契約<sup>11</sup>と対比させると次のようになる.

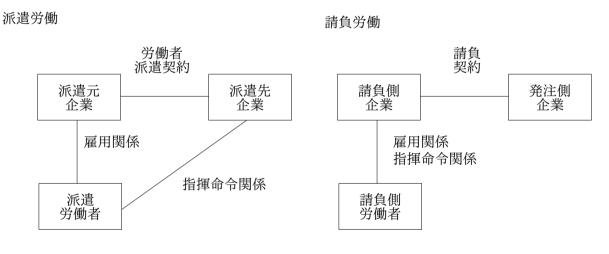


図 派遣契約と請負契約

指揮命令関係は派遣契約は派遣先に、請負契約は請負側にある.

#### ◆派遣期間

派遣業務の派遣契約期間は、原則として最大3年である.また、派遣契約が30日以内のいわゆる「日雇い派遣」も原則として禁止されている.

<sup>11</sup> 請負人がある仕事完成することを約し,注文者がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを内容とする契約.仕事を完成させることが契約の目的であり,その成果に対して報酬を支払う義務が生じる.契約先との雇用関係がなく請負元が自社の社員に対して,請負事業の指揮命令をする.請負元が自社の判断で労働時間などを決定する.

#### ◆偽装請負

偽装請負とは,請負契約でありながら,実態が労働者派遣などの別形態になっていることを指す.例えば,請負契約の労働者が,発注側の指揮命令を受けて作業することなどが偽装請負にあたる.<sup>12</sup>この偽装請負はあとを絶たないのが現状である.IT 業界においても個人事業主との契約という形で残業代を支払わないなどのケースが報告されている.

## 8. 下請法

企業が利益の確保のため,下請け関係にある企業に不当な要求を行うことがある(下請けいじめ). 下請法<sup>13</sup>はこのような下請けいじめを防止し,下請け取引の公正化・下請事業者の利益保護を目的 とする法律である.

親業者はあらかじめ<u>下請代金を決定しないで発注</u>し,納品後に価格を交渉・決定することは,一般に,いた受け事業者は「取引をしない」という選択肢を失っている中で下請代金を交渉することとなるため,下請事業者にとって非常に不利な取引方法となる.このようなことのないよう,下請法では,親業者に対してあらかじめ協議の上,取り決めた下請代金の額を記載した発注書面を交付することが義務付けられている.(第3条)

下請法は,親事業者の次のような行為を禁止している.

表 禁止事項

立体化工	次 示止事項 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
受領拒否	注文した物品等の受領を拒むこと
下請代金の支払遅延	下請代金を受領後60日以内に定められた支払期日までに支払わないこと
下請代金の減額	あらかじめ定めた下請代金を減額すること
返品	受け取ったものを返品すること
買いたたき	類似品等の価格または市価に比べて著しく低い下請代金を不当に定めること
購入・利用強制	親事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること
報復措置	下請事業者が親事業者の不公正な行為を公正取引委員会または中小企業庁 に知らせたことを理由としてその下請事業者に対して,取引数量の削減・ 取引停止等の不利益な扱いをすること
有償支給原材料等の 対価の早期決済	有償で支給した原材料等の対価を,当該原材料等を用いた給付に係る下請 代金の支払期日より早い時期に相殺したり支払わせたりすること
割引困難な 手形の交付	一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形を交付 すること
不当な経済上の 利益の供給要請	下請事業者から金銭, 労務の提供等をさせること
不当な給付内容の 変更・やり直し	費用を負担せずに注文内容を変更し,または受領後にやり直しをさせること

<sup>12</sup> B社の従業員が, A社を作業場所として, A社の指揮命令に従って作業する. これを請負契約の下で行うと 偽装請負になる.

<sup>13</sup> 親会社による「常識的に考えて不当だと思える行為」は、下請法の対象となると考えてよい.

# 9. PL 法

PL 法(製造物責任法)は、企業が製品の欠陥などによって消費者に損害を与えた場合の損害賠償責任に関する法律である.

PL 法は有形物の責任を問う法律で、プログラムやデータなどのソフトウェアの欠陥事態に対して直接責任を問われることはない. ただし、制御ソフトウェアの欠陥が原因でハードウェアが誤動作したような場合には、当該ハードウェアについて責任を問われることもある.<sup>14</sup>

## 10. その他の法律・ガイドライン

### ◆リサイクル法

資源, 廃棄物などの分別回収・再資源化・再利用について定めた法律のことである. リサイクル法 は対象によっていくつかの法律に分かれている. このうち PC の再資源化を規定しているのが資源 有効利用促進法(正式名称: 資源の有効な利用の促進に関する法律)である. 平成 13 年の改正により業務用だけでなく家庭用 PC の再資源化が義務化されたため俗にパソコンサイクル法とも呼ぶ. この法律によって, 使用済み PC 等が廃棄される際には, メーカーの責任において回収・再資源化を行うことが義務付けられている. 企業や法人から排出される事業用パソコンについては平成 13 年4月以降, 個人や家庭から排出される家庭用パソコンについては平成 15 年 10 月以降に廃棄されるものがリサイクルの対象である. PC リサイクルマークのついたパソコンは, メーカが無償で回収・リサイクルを行うため, 廃棄する際に新たな料金を負担することはない. 回収を行うメーカ等がないパソコン(含むディスプレイ)は、一般社団法人パソコン 3R 推進協会が有償で回収する.

### ◆仮想通貨

<u>ブロックチェーン</u>という分散型台帳技術を基盤にして開発された,物理的な実体のないディジタル通貨である.暗号化やハッシュなどの暗号理論を利用しているので「暗号通貨」とも呼ばれる.仮想通貨はインターネットの取引所を通じて他社および法定通貨と交換でき,店舗によっては決済手段として利用できるところもある.

国が発行し価値を保証する法定通過とは異なり,仮想通貨には中央銀行的な管理主体が存在しない.投機目的で保有する人が多いことや,2018年初頭に起こった暴騰・暴落および多額の流出事件などで弱さが露呈したことで,国のコントロールが及ばない仮想通貨に対して懐疑的な味方をする人も多い.

しかし国家や銀行の枠を超えた存在である仮想通貨は、現在の法的通過の不便さを解消する可能性を秘めており今後の発展が期待されている。例えば仮想通貨の利用が進めば、銀行口座を介さない個人間の送金サービスの出現や、決済手数料・送金手数料の低コスト化が進むと考えられている。このように一長一短はあるが、日本では2017年の改正資金決済法の施行や国税庁の仮想通貨取扱FAQの公開など制度整備されたことにより、今後の利用拡大が予想される。

資金決済法では仮想通貨を以下のように定義している.

- 1. 物品を購入し,もしくは借り受け,または役務の提供を受ける場合に,これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ,かつ,不特定の者を相手方として購入および売却を行うことができる財産的価値であって,電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- 2. 不特定のものを相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

<sup>14</sup> 組み込み機器におけるソフトウェアは「部品の一部」としてみなされるため,ソフトウェアの欠陥がPL 方の対象となる.

### ◆ソーシャルメディア

ソーシャルメディアとは、Twitter や Facebook などの SNS<sup>15</sup>, 写真・動画共有サイトなどに代表されるように、インターネット上に自分の情報をある程度公開することで社会的な繋がりを築き、利用者同士の交流が促進される仕組みを持つサービスの総称である。

スマートフォンなどのモバイル端末の普及により,ソーシャルメディアは急激なスピードで日々の生活に浸透してきた.ソーシャルメディアには個人が簡単に情報っ発信・共有することを可能にしたり,ビジネス機会の拡大が期待できたりといった多くのメリットがあるが,モラルや道徳が欠如した使い方によって「炎上」に代表されるような大問題に発展してしまうリスクも抱えている.企業においても,従業員による"業務上知り得た秘密"の漏洩や,問題のある投稿がきっかけで,投稿者のみならず所属する企業をも巻き込んだ問題に拡大してしまった事例が実際に何件も発生している.

ソーシャルメディアガイドラインは,組織の構成員がソーシャルメディアに関わる上での守るべき 義務や心がけたい道徳をまとめた行動指針で,構成員の過ちにより組織自体に被害を及ぶことを予 防する目的で作成される.

### ◆コンプライアンス

法令遵守と訳され,企業倫理に基づき,ルール,マニュアル,チャックシステムなどを整備し,法令や社会規範を遵守することである.

今日,コンプライアンス強化を重視する企業が増えているのには,企業利益を優先し違法行為や反社会的行為を行って,消費者や取引先の信頼を失い,事業継続が不可能になってしまう企業が頻発するようになったためである.

# 11. 労働関連·取引関連法規

準委任契約は,通常の委託契約(請負契約)と同様に別の組織に業務を委託する契約であるが,仕事の完成を契約の目的とする請負契約と異なり,委託された仕事の実施事態を目的とする契約形態である.受託者は善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負うものの,仕事の完成についての義務は負わない.主に業務分析や要件定義,総合テスト工程などの成果物が特定されていない状況で結ばれる.

表 請負契約と準委任契約の違い

	請負契約	準委任契約
契約目的	仕事の完成	仕事の遂行
成果物の完成責任	ある	ない
受託者の義務・責任	仕事の完成 瑕疵担保責任	報告義務 善管注意義務
著作権の帰属	受託者	委託者

### ◆その他の契約

リース契約…ハードウェアやソフトウェアパッケージを貸主から借り受け,一定期間にわたって使用することに対する費用の支払いを定めた契約

シュリンクラップ契約…ソフトウェアの購入者がパッケージを開封することで使用許諾契約に同意したとみなす契約方式のこと. パッケージの表面に使用許諾契約が印刷され, 透明フィルムで放送された市販のパッケージソフトなどに適用されるケースがある. シュリンクラップ(Shrinkwrap)とは, 製品の放送のことである.

<sup>15</sup> Social Networking Service. コミュニケーションを行うネットワークをインターネット上に構築するサービス.

## 12. 知的財産権

## ◆クリエイティブコモンズ

クリエイティブコモンズとは, クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CC ライセンス)を提供している国際的非営利組織とそのプロジェクトの総称である.

CC ライセンスとはインターネッと時代のための新しい著作権ルールで,作品を公開する作者が「この条件を守れば私の作品を自由に使って構いません.」という意思表示をするためのツールである. CC ライセンスを利用することで,作者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ、受け手はライセンス条件の範囲内で再配布やリミックスなどをすることができる.

### ◆産業財産権

著作権と並び知的財産権に分類される権利である.著作権は創作物が創作された時点で発生するのに対し,産業財産権は関係機関に申請して認められなければ権利として登録されない. 産業財産権には次の4つの権利が含まれ、いずれも申請・登録が必要である.

- 自然の法則や仕組みを利用した価値ある発明である 特許権(特許期間 20年)
- 物品の形状, 構造又は組み合わせるに係る考案のうち発明以外のものに対して認められる 実用 新案権(10年)
- 製品の価値を高める形状やデザインに対する権利 意匠権(20年)
- 商品の名称やロゴマークなどを保護する 商標権(10年)

## 13. セキュリティ関連法規

### ◆刑法

コンピュータや電磁的記録を破壊して業務を妨害する行為は,刑法 234 条の 2「電子計算機損解答業務妨害罪」により処罰の対象となる.

以下の罪は刑法の処罰の対象となる

- Web ページの改ざん
- Dos 攻撃によるサービス妨害
- コンピュータウイルスを作成する行為
- メールボムによるメールサーバ妨害
- 業務で使用するコンピュータやデータの破壊

#### ◆特定電子メール法

特定電子メール法は,広告や宣伝など営利目的で送信される迷惑メール(特定電子メール)を規制し,電子メールの利用について良好な関係を整備する目的で定められた法律である. なお,平成 20 年12月1日に思考された改正では,取引関係以外においては,事前に電子メールの送信に同意した相手に対してのみ,広告,宣伝または勧誘等を目的とした電子メールの送信を許可する方式(オプトイン方式)が導入された.

### ◆電子消費者契約法

電子消費者契約法は、ネット取引においてご操作による注文や申込みで消費者が不利益を被らないように保護する目的で制定された法律である.

### ◆プロバイダ責任制限法

プロバイダ責任制限法は、特定通信による情報流通によって権利の侵害があった場合に、その通信の提供社の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示請求をする権利を定めた法律である.